

児童手当・年金国庫負担について

平成 17 年 12 月 15 日

政 府 ・ 与 党

平成 18 年度予算に関し、次のとおり合意する。

1. 児童手当の取扱いについて

児童手当の支給対象年齢を、平成 18 年 4 月より、小学校第 3 学年修了時までから第 6 学年修了時までに引き上げるものとする。併せて、支給率を概ね 90%まで引き上げるものとする。

2. 基礎年金国庫負担割合の取扱いについて

基礎年金国庫負担割合については、現行の国庫負担割合（ $1/3 + 11/1,000$ ）に 2,200 億円を加算し、 $1/3 + 25/1,000$ とするものとする。